

## 高知県看護補助者処遇改善事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県看護補助者処遇改善事業交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 県は、看護補助者の確保及び定着を促進するため、医療機関に勤務する看護補助者を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和6年2月から収入を引き上げるための措置を実施することを目的とし、次条に規定する対象医療機関に対し、予算の範囲内で交付金を交付する。

### (対象医療機関)

第3条 交付金の対象となる医療機関（以下「対象医療機関」という。）は、病院又は病床を有する診療所（以下「有床診療所」という。）であって、令和6年2月1日時点において、別表第1に掲げる診療報酬のいずれかを算定しており、同月から5月までの間（以下「賃金改善実施期間」という。）、対象看護補助者（第4条に基づき対象医療機関において処遇改善の対象者とされた職員をいう。以下同じ。）の賃金改善（本事業の実施により、対象看護補助者について、雇用形態、職種、勤続年数、職責等が同等の条件の下で、賃金改善実施期間前に適用されていた算定方法に基づく賃金水準を超えて、賃金を引き上げることをいう。以下同じ。）を行う県内の施設とする。

### (交付対象者)

第4条 本事業による処遇改善の対象者は、原則として、対象医療機関において、別表第1に掲げる診療報酬を算定する病棟（有床診療所は病床）に勤務し、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）並びに看護師長の指導の下に、原則として療養生活上の世話（食事、清潔、排泄、入浴、移動等）、病室内の環境整備及びベッドメイキング並びに病棟内における看護用品及び消耗品の整理整頓、看護職員が行う書類・伝票の整理及び作成の代行並びに診療録の準備等の業務（以下「看護補助業務」という。）に専ら従事する看護補助者（非常勤職員を含む。）とする。ただし、介護福祉士又は保育士等の資格保有者が看護補助者として看護補助業務に専ら従事している場合も、本事業の対象とするが、看護職員や事務職員等の他の職種として雇用された者が、一時的に看護補助業務を行っている場合は、本事業の対象としない。

### (賃金改善等の要件)

第5条 本事業における賃金改善等の要件は、次に定めるとおりとする。

(1) 令和6年2月分からの賃金改善を行う者であって、原則として、令和6年2月中に、高知県知事に対して、賃金改善を実施する旨の用紙を提出していること。就業規則等の変更時間に時間を要する場合は、同年4月までに一時金等により2月分及び3月分の賃金改善分を支給することも可能とする。

(2) 本事業は、令和6年2月から行われた看護補助者の賃金改善のための取組を支援するものであり、定期昇給による賃金の上昇部分や看護職員処遇改善評価料（診療報酬）及び他の交付金を財源として賃金改善を行っている部分については、本事業の対象外とする。

(3) 本事業による交付額は、対象看護補助者の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に全額充てること。

なお、法定福利費等の事業主負担分については、以下の算式により算定した金額を標準とする。

<算式>

「前事業年度（令和6年4月が属する事業年度の前の事業年度をいう。以下同じ。）における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「前事業年度における賃金の総額」×「賃金改善額」

(4) 令和6年4月以降の賃金改善は、本事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、本事業による賃金改善の合計額は、原則として、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。

なお、就業規則等の変更時間に時間を要することを考慮し、令和6年2月分及び3月分の賃金改善分は、一時金等による支給をすることを可能とすること。

(5) 本事業により改善を行う賃金項目以外の賃金項目（業績等に応じて変動するものを除く。）の水準を低下させていないこと。

(6) 人事院勧告を踏まえて賃金を決定する対象医療機関においては、人事院勧告を踏まえた期末手当（賞与）等の変動の影響を除去して、本事業による賃金改善額を算定すること。

（交付対象経費及び交付額の算定等）

第6条 交付対象経費、交付額の算定及び交付率については、別表第2に定めるとおりとする。

（交付金の交付の申請）

第7条 対象医療機関は、令和6年1月25日付け5高医政第1303号の通知に基づき、令和6年2月中に、知事に対して賃金改善を実施する旨の用紙を提出した上で、同年6月28日までに、知事に対して、別記第1号様式による交付金交付申請書に処遇改善報告書（別紙様式1）を添付して提出しなければならない。

（交付金の交付の決定）

第8条 知事は、前条の交付金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付金の交付の決定をし、当該対象医療機関に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（交付金の交付の決定の取消し）

第9条 知事は、対象医療機関が別表第3に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（交付の条件）

第10条 交付金の交付の目的を達成するため、対象医療機関は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交付事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (2) 交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類及び給与明細や勤務記録等、処遇改善報告書の根拠となる資料を、交付事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 対象医療機関は、別記「個人情報取扱特記事項」に準じて業務を処理するための個人情報を取り扱わなければならないこと。
- (4) 県税の滞納がないこと。

(交付金の額の確定)

第11条 交付金の額の確定は、第8条の規定による交付決定の通知をもって、額の確定があったものとみなす。

- 2 対象医療機関は、前項の通知を受けたときは、速やかに別記第2号様式による交付金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(交付金の返還)

第12条 知事は、第9条の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金等を返還させるものとする。

- 2 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて当該交付金を返還させるものとする。

(検査等)

第13条 知事は、必要であると認めるときは、対象医療機関に対し、交付事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

(情報の開示)

第14条 交付事業又は対象医療機関に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年 月 日から施行し、令和6年2月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第9条、第10条第2号及び第3号、第12条、第13条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条、第4条関係）

【病院】

A101 療養病棟入院基本料	
A306 特殊疾患入院医療管理料	
A308 回復期リハビリテーション病棟入院料	
A309 特殊疾患病棟入院料	
A311-2 精神科急性期治療病棟入院料	
A312 精神療養病棟入院料	
A314 認知症治療病棟入院料	
A318 地域移行機能強化病棟入院料	
A319 特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	
A207-3 急性期看護交付体制加算	
	25 対1 急性期看護交付体制加算(看護補助者5割以上)
	25 対1 急性期看護交付体制加算(看護補助者5割未満)
	50 対1 急性期看護交付体制加算
	75 対1 急性期看護交付体制加算
A211 特殊疾患入院施設管理加算	
A214 看護交付加算	
	看護交付加算1
	看護交付加算2
	看護交付加算3
A106 障害者施設等入院基本料の「注9」に規定する看護交付加算又は看護交付体制充実加算	
A308-3 地域包括ケア病棟入院料の「注4」に規定する看護補助者配置加算又は看護交付体制充実加算	

【有床診療所】

A109 有床診療所療養病床入院基本料	
A108 有床診療所入院基本料の「注6」に規定する看護交付配置加算	
	看護交付配置加算1
	看護交付配置加算2

別表第2（第6条関係）

1 対象経費	2 交付額の算定	3 交付率
<p>第5条第3号の規定により算定する職員に対する賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分</p>	<p>交付額は、次の（1）又は（2）の額のうち、いずれか低い方の額とする。</p> <p>（1）次のア又はイを比較していずれか低い方の人数 × 4 × 6,990 円（※6,000 円に法定福利費に係る事業主負担率に相当する率を乗じて得た額を加えて得た額）として算定した額を合計した額。</p> <p>ア 賃金改善実施期間の各月における対象看護補助者の常勤換算数※の平均値</p> <p>イ 賃金改善実施期間において、別表第1に掲げる診療報酬を算定するための標準的な看護補助者の配置数</p> <p>（2）賃金改善実施期間において、実際に対象看護補助者の賃金改善及び当該賃金改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分に充てられた経費</p>	<p>10分の10 （1,000円未満は切り捨て）</p>

※ 常勤の看護補助者の常勤換算数は1とする。常勤でない看護補助者の常勤換算数は以下の算式によって算定された数とする。

<算式>

「当該常勤でない看護補助者が職務に従事する1週間の勤務時間（残業は除く。）」 ÷ 「当該施設で定めている常勤職員の1週間の勤務時間」

第4条ただし書の規定により、看護補助者以外の職種を賃金改善の対象とする場合であっても、交付額は、上記の計算式によって算定する。

別表第3（第8条―第10条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 交付事業者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるものと認められるもの。以下同じ）の保護の重要性を認識し、この交付事業による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 交付事業者は、この交付事業による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この交付事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 交付事業者は、この交付事業による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4 交付事業者は、この交付事業による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 交付事業者は、県の指示又は承諾があるときを除き、この交付事業による業務に関して知り得た個人情報を、交付事業の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 交付事業者は、県の承諾があるときを除き、この交付事業による業務を行うため県から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第7 交付事業者は、県が承諾したときを除き、この交付事業による個人情報を取り扱う業務については、自ら行い、第三者に委託してはならない。

(従事者への周知)

第8 交付事業者は、この交付事業による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 県は、交付事業者がこの交付事業による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11 交付事業者は、この交付事業に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。